

## 部隊患者名簿規則

昭和 31 年 4 月 24 日  
陸上自衛隊達第 92—3 号

改正 昭和 42 年 6 月 13 日達第 92—3—1 号	昭和 55 年 12 月 24 日達第 92—3—2 号
昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号	昭和 63 年 4 月 8 日達第 122—126 号
平成元年 2 月 10 日達第 122—127 号	平成 7 年 3 月 22 日達第 92—3—3 号
平成 10 年 3 月 25 日達第 122—143 号	平成 14 年 6 月 11 日達第 92—3—4 号
平成 20 年 7 月 23 日達第 122—228 号	平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号
平成 23 年 4 月 1 日達第 32—19 号	平成 26 年 3 月 19 日達第 92—3—5 号
平成 31 年 4 月 19 日達第 122—302 号	令和元年 6 月 27 日達第 122—303 号
令和 3 年 3 月 15 日達第 122—315 号	

部隊患者名簿規則を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 筒井 竹雄

部隊患者名簿規則

(目的)

**第 1 条** この規則は、陸上自衛官（訓練招集中の予備自衛官、即応予備自衛官及び教育訓練招集中の予備自衛官補を含む。以下同じ。）の療養の経過を記録し、人事、衛生その他の基礎資料を得るための部隊患者名簿の作成、保管、取扱い等に関し定めることを目的とする。

(部隊患者名簿の作成等)

**第 2 条** 部隊患者名簿は、中隊（中隊に準ずる部隊及び中隊に準ずるものとして駐屯地司令（自衛隊中央病院及び自衛隊地方協力本部にあっては、当該機関の長）が指定する者を含む。以下同じ。）ごとに作成し、その整備保管責任者は中隊長（これに準ずる者を含む。以下同じ。）とする。

2 部隊患者名簿の様式及び記載要領は、別紙第 1 及び別紙第 2 に掲げるとおりとする。

(記載範囲)

**第 3 条** 部隊患者名簿に記載すべき者は、当該中隊に所属又は臨時勤務を命ぜられている陸上自衛官のうち次の各号に該当する者とする。

(1) 部内医療機関（自衛隊の病院及び駐屯地医務室をいう。以下同じ。）において診療を受ける者

(2) 部外医療機関（部外の病院及び診療所をいう。以下同じ。）において診療を受ける者

(取扱要領)

**第 4 条** 中隊長は、前条各号に該当する者が発生した場合には、部隊患者名簿の中隊長記入欄に所要事項を記載し、通常、診療を受ける者があるときは、診療開始までに、その他の場合にあつては速やかに、医務室又は健康管理班、

健康管理室若しくは健康管理センター（以下「医務室等」という。）に提出しなければならない。

ただし、自衛隊地方協力本部においては、部隊患者名簿の医務室等への提出を要しないものとする。

- 2 前項の提出を受けた医務室等の医官又は歯科医官（以下「医官等」という。医官等が不在の場合は、衛生課（科）長又は衛生科幹部とする。）は、部隊患者名簿の医官等記入欄に所要事項を記載し、かつ、前任医官等（前任医官等が不在の場合は、衛生課（科）長又は衛生科幹部とする。）に確認を受けた後、部隊患者名簿を中隊長に返却するものとする。

ただし、自衛隊地方協力本部においては、自衛隊地方協力本部長が指定する者が、部隊患者名簿の医官等記入欄への所要事項の記載及び確認を行うものとする。

（保存期間等）

**第5条** 部隊患者名簿の保存期間は、毎会計年度経過後1年間とする。

（身体歴及び人事日報との関係）

**第6条** 身体歴の病歴記録表及び人事日報の病休欄は、部隊患者名簿の診断区分に基づいて記入するものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和31年5月1日から施行する。
- 2 患者日誌に関する達（昭和28年保安隊達第5号）は、廃止する。  
附 則（昭和42年6月13日陸上自衛隊達第92—3—1号）
  - 1 この達は、昭和42年7月1日から施行する。
  - 2 この達施行の際現に保有する用紙類は、当分の間所要の修正をしたうえで使用するものとする。  
附 則（昭和55年12月24日陸上自衛隊達第92—3—2号）
    - 1 この達は、昭和56年4月1日から施行する。
    - 2 この達施行の際、現に保有する用紙類は、当分の間所要の修正をした上使用する。  
附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）
      - 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
      - 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
      - 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。  
附 則（昭和63年4月8日陸上自衛隊達第122—126号）

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成元年2月10日陸上自衛隊達第122—127号）
        - 1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。

- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成7年3月22日陸上自衛隊達第92—3—3号）

- 1 この達は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧規格、旧様式の内紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成10年3月25日陸上自衛隊達第122—143号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成14年6月11日陸上自衛隊達第92—3—4号）

この達は、平成14年6月11日から施行し、同年3月27日から適用する。

附 則（平成20年7月23日陸上自衛隊達第122—228号）

この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成23年4月1日陸上自衛隊達第32—19号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日陸上自衛隊達第92—3—5号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月19日陸上自衛隊達第122—302号）

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122—303号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による内紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和3年3月15日陸上自衛隊達第122—315号）

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による内紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。



## 部隊患者名簿記載要領

### 1 中隊長記入欄

本欄は、前月からの繰越患者（前月分の部隊患者名簿の医官等記入欄の「繰越」に○印が記入してある患者）を初診年月日の古い順に記入した後、当月の新患を順次に記入する。その際、当月に一旦転帰をとった患者が再び受診した場合は、新患として新たに行を設けるものとし、同時に医官（医師）及び歯科医官（歯科医師）を受療する場合は、二行に分けて記入する。

- (1) 「番号」は、初診年月日の古いものから順次に、一連番号を記入する。
- (2) 「階級」、「営舎内外別」及び「初診年月日」は、表示の各段に応じた順序に記入する。「営舎内外別」は、当該患者の居住区分に該当するものを○で囲む。
- (3) 「氏名」は、前月からの繰越患者のみ赤色で記入する。

### 2 医官等記入欄

- (1) 「医歯別」は、当該患者の診療担当が医官（医師）の場合は「医」を、歯科医官（歯科医師）の場合は「歯」を○で囲む。
- (2) 「傷病名」は、診断により決定した傷病名を傷病分類番号により記入する。傷病分類番号を変更する場合は、旧傷病分類番号を二重朱線で末梢し、同じ枠内の余白に新傷病分類番号及び変更年月日を記入する。
- (3) 「診断区分及び転帰の区分」は、付表第1及び付表第2に掲げる用語のうちから当該患者に該当する診断区分及び転帰の区分を略号をもって記入し、受診した日は、診断区分を○で囲む。
- (4) 「繰越」には、当月転帰をとらず、翌月も引き続いて診療を受ける必要のある患者について○印を記入する。

### 3 病院名等（連絡先）欄

本欄は、中隊長が記入する。

- (1) 「病院名等」は、通院・入院先病院等名（駐屯地医務室を除く。）又は帰郷療養連絡先を記入する。
- (2) 「患者区分」は、傷病が軽度で通常の勤務に就いて差し支えない者（就業）及び就床する必要はないが、強い肉体的労作を必要とする勤務に就くことができない者（激務休）は就業欄に、傷病が重いため通常の勤務に服することができない者は無効欄に、該当日数を記入する。
- (3) 「受診回数」は、当該月に受診した回数を記入する。

#### 4 確認欄

本欄は、前任医官等及び中隊長がその都度確認し○印を記入する。

#### 5 記入例

付表第3のとおり。

## 診 断 区 分

分類別		受診態様等	略 号	内 容
大	中			
就 業 患 者	就 業	医 務 室	就 医	傷病の程度が軽度で、診療に要する時間以外は通常の勤務に就いて差し支えない者
		部 内 通 院	就 内	
		部 外 通 院	就 外	
患 者	激 務 休	医 務 室	激 医	就床する必要はないが、強い肉体的労作を必要とする勤務に就くことができない者 (更に詳細な基準が必要な場合は駐屯地司令が勤務の実態を考慮して決定する。)
		部 内 通 院	激 内	
		部 外 通 院	激 外	
無 効 患 者	休 務	医 務 室	休 医	勤務に就くことができず就床を要する者
		部 内 通 院	休 内	
		部 外 通 院	休 外	
	入 院	部 内 入 院	入 内	部内医療機関（駐屯地医務室を除く。）に入院を要する者
		部 外 入 院	入 外	部外医療機関に入院を要する者
	帰 療	帰 郷 療 養	帰 療	傷病のため帰郷療養（自宅又は家族の住居において療養することをいう。）を要する者

転 帰 区 分

分類	略号	内 容
治癒	治	症状が安定し、傷病が固定した状態となって治療の必要のなくなった場合をいう（負傷にあつては創面の治癒した場合、疾病にあつては急性症状が消退し慢性症状は持続しても医療効果を期待し得ない場合等は、いずれも治癒に該当させる。）。
診療中止	中	患者が転属した場合及び医官（医師）又は歯科医官（歯科医師）の指示に従わずに7日間受診しなかった患者は受診を放棄したものとこれに該当させる。
死亡	死	傷病に起因して死亡した場合をいう。
退職	退	自衛官の職を退いたとき及び予備自衛官、即応予備自衛官又は予備自衛官補の招集を解除されたとき。

付表第3

部隊患者名簿 (平成25年 4月分)

部隊等名: ○○連隊○○中隊

中隊長記入欄			医官等記入欄																			病院名等 (連絡先)					
番号	階級	ふりがな 氏名 (性別)	医官別 (傷病分類番号を記入)	診断及び転帰の区分																			患者区分		受診回数		
	営舎内外別			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	繰越	無効	就業	医務室	部内	部外	合計		
	初診年月日	16																								17	18
1	士長	わこう いちろう	医・歯	011	入内	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	繰越	○	自衛隊中央病院 ○○県○○市○○町123					
	(営内・営外) 25.2.1	昭・平 1. 7. 3 (23)			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	痛療	27	28	29	30			31	30				
2	1尉	なります じろう	医・歯	535	就医	2	3	(就医)	5	6	7	8	9	10	(就医)	12	13	14	15	繰越	○						
	(営内・営外) 25.3.22	昭>平 40. 9. 25 (47)			16	17	(就医)	19	20	21	22	23	24	25	中	27	28	29	30			31	25	3			3
3	2曹	せんかわ かなめ	医・歯	372	就外	2	3	(就外)	5	6	(就外)	8	9	10	(就外)	治	13	14	15	繰越	○	平和台第1病院					
	(営内・営外) 25.3.23	昭>平 59. 5. 29 (28)			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			31	11			3	3
4	1曹	あかつか さぶろう	医・歯	724	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	繰越	○	練馬東診療所					
	(営内・営外) 25.4.19	昭>平 46. 2. 18 (42)			16	17	18	(激外)	20	21	(激医)	23	24	(激医)	26	27	28	29	(激医)			31	12	3		1	4
5	士長	ひかわ ごろう	医・歯	295	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	繰越	○	平和台第2病院					
	(営内・営外) 25.4.25	昭>平 40. 9. 25 (47)			16	17	18	19	20	21	22	23	24	(入外)	26	27	28	29	30			31	6			1	1
6	3曹	こたけ ろくろう	医・歯	401	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	繰越	○	豊島南診療所					
	(営内・営外) 25.4.26	昭・平 1. 1. 23 (24)			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	(激外)	27	(激医)	29	30			31	5	1		1	2
7	1尉	なります じろう	医・歯	521	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	繰越	○						
	(営内・営外) 25.4.28	昭>平 40. 9. 25 (47)			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	(就医)	29	30			31	3	1			1
8	1尉	なります じろう	医・歯	535	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	繰越	○						
	(営内・営外) 25.4.28	昭>平 40. 9. 25 (48)			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	(就医)	29	30			31	3	1			1
診断区分の略号				先任医官等	1	2	3	(4)	5	6	(7)	8	9	10	(11)	12	13	14	15	繰越	○	転帰区分の略号 治: 治癒 中: 診療中止 死: 死亡 退: 退職					
[就業]	就医: 医務室	就内: 部内通院	就外: 部外通院		16	17	(18)	(19)	20	21	(22)	23	24	(25)	(26)	27	(28)	29	(30)								31
[激務休]	激医: 医務室	激内: 部内通院	激外: 部外通院	1	2	3	(4)	5	6	(7)	8	9	10	(11)	12	13	14	15	繰越	○							
[休務]	休医: 医務室	休内: 部内通院	休外: 部外通院	16	17	(18)	(19)	20	21	(22)	23	24	(25)	(26)	27	(28)	29	(30)								31	
[入院]	入内: 部内入院	入外: 部外入院		1	2	3	(4)	5	6	(7)	8	9	10	(11)	12	13	14	15	繰越	○							
[痛療]	痛療: 痛療兼			16	17	(18)	(19)	20	21	(22)	23	24	(25)	(26)	27	(28)	29	(30)								31	